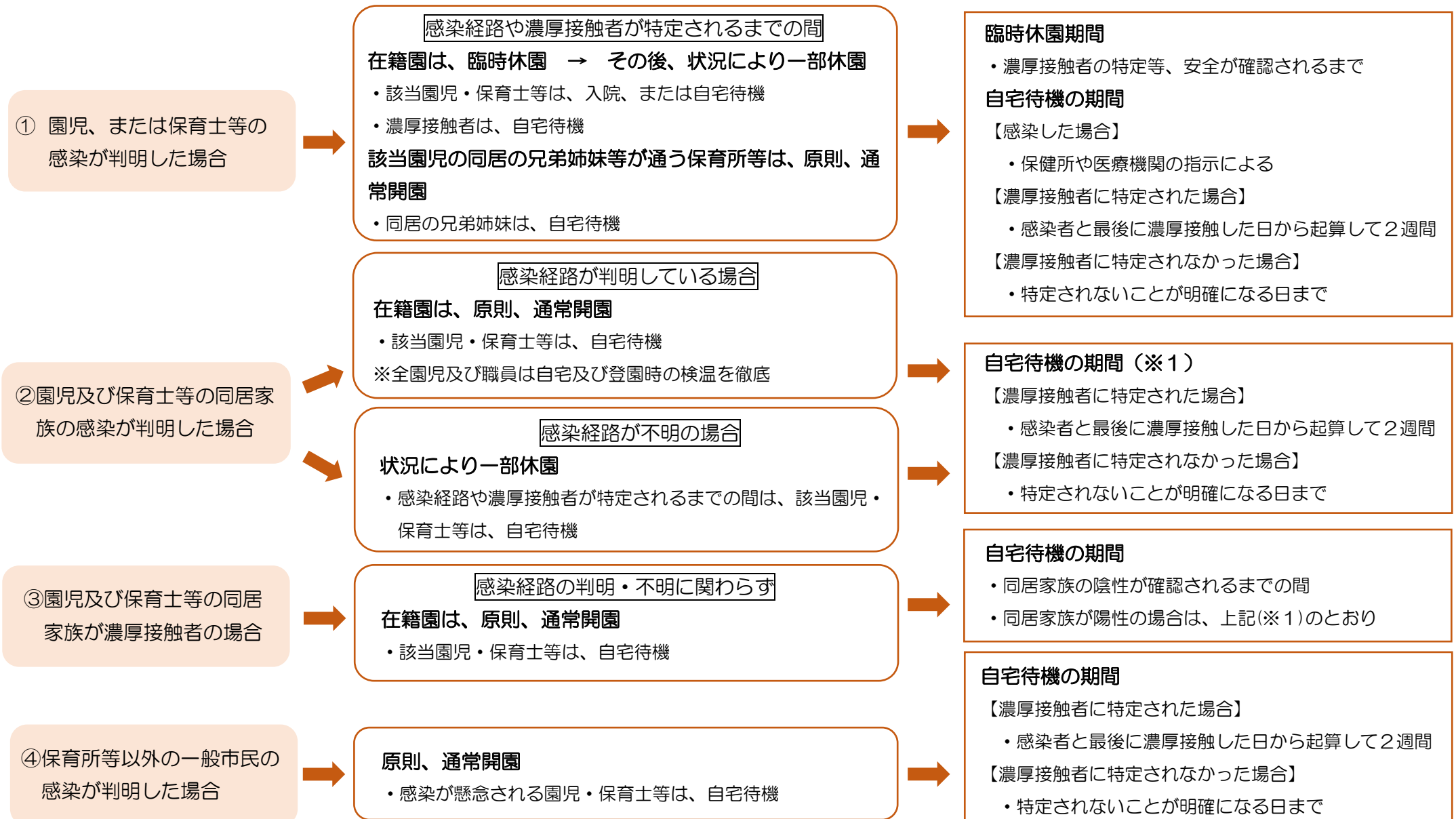


新型コロナウイルス感染症が発生した場合の保育所等における対応フロー（施設用）

保育士等及び園児がPCR検査等を受けた場合は、その結果について、必ず子育て支援課に連絡してください。



※①・②において、濃厚接触の園児に該当しない場合で、家庭の事情により保育を必要とする場合は、必要に応じて一時的な代替保育を検討